



平成 22 年 9 月 14 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社	メ デ カ ジ ャ パ ン
代 表 取 締 役 名	代 表 取 締 役 社 長	渡 邊 信 義
		(J A S D A Q ・ コ ー ド 9707)
問 い 合 わ せ 先	取 締 役	小 野 吉 広
	管 理 本 部 長	
電 話 番 号		048 (631) 0010

特別利益の発生に関するお知らせ

平成 20 年 5 月 9 日付け「特別損失の発生に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、当社は、株式会社ファイティング・ブル・インベストメント（以下「ファイティング社」という。）の発行する社債について、平成 20 年 5 月期において 3,500 百万円の特別損失を計上しました。その後、ファイティング社につきましては、東京地方裁判所において破産手続が進行しておりましたが、平成 22 年 9 月 14 日付けで破産手続が終結し、当社が受ける配当額が確定しました。つきましては、下記のとおり、特別利益を計上することとしましたので、お知らせいたします。なお、配当につきましては全額支払いを受けております。

記

1. 特別損失が発生した経緯について

(1) これまでの経緯

当社は、株式会社アスクレピオス（以下「アスクレピオス」という。）の前社長及び当時の丸紅株式会社（以下「丸紅」という。）のライフケアビジネス部の社員らによる丸紅の信用を悪用した詐欺行為を受け、平成 19 年 5 月 7 日よりファイティング社の社債を引受けておりました。

その後、平成 20 年 3 月 31 日付け「社債償還の疑義に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、平成 20 年 3 月 29 日付けの日本経済新聞朝刊をはじめ各報道機関により、丸紅の従業員及びアスクレピオスの幹部らが丸紅の信用を悪用した偽造保証書投資を行った旨の報道がなされ、当社によるファイティング社の社債購入に係る仕組みが、上記報道による「偽造保証書投資」の仕組みと酷似していることが判明しました。

そして、ファイティング社がアスクレピオスに社債の発行等の事務全般を委託しており、アスクレピオスが平成 20 年 3 月 19 日に破産手続きを開始したこと、米国大手証券会社をはじめとする機関投資家等の投資資金が回収不能となったとの報道がなされたことから、当社の保有するファイティング社の未償還社債についても、その確実な償還について損害を被る恐れが大きく生じました。

そこで、当社は、平成 20 年 5 月 9 日付け「特別損失の発生に関するお知らせ」でお知ら

せしましたとおり、ファイティング社から社債が償還される可能性について、財政状態等を勘案した結果、保守的かつ健全性の観点から、平成 20 年 5 月期決算において当該社債 35 億円を未償還社債評価損として特別損失に計上しました。

(2) ファイティング社の概要

- | | |
|--------------|------------------------------|
| (1) 商号 | 株式会社ファイティング・ブル・インベストメント |
| (2) 本店所在地 | 東京都千代田区神田錦町三丁目 18 番地 |
| (3) 役員に関する事項 | 代表取締役 高田橋範充、破産管財人 |
| (4) 資本金の額 | 1 万円 |
| (5) 主な事業内容 | 匿名組合契約に基づく出資・投資及び投資受託に関する業務等 |

2. 特別利益の金額及び内容

- (1) 特別利益の金額 61,324,634 円

(2) 特別利益の内容

上記のとおり、当社は、平成 20 年 5 月期において、ファイティング社の発行する社債につきまして、個別・連結共に社債額 3,500 百万円を未償還社債評価損として特別損失に計上しました。

その後、ファイティング社につきましては、東京地方裁判所において平成 20 年 8 月 4 日付けで破産手続開始が決定し、同手続が進行していましたが、平成 22 年 9 月 14 日付けで裁判所により破産手続が終結し、当社が受ける配当額が確定しました。そこで、当該事象により、平成 23 年 5 月において特別利益として配当額相当の 61,324,634 円を計上することといたしました。

3. 業績に与える影響

上記のとおり、当該社債 35 億円については、平成 20 年 5 月期決算において特別損失として計上しております。また、今回の特別利益が業績に与える影響は軽微であるため、業績予想の修正はございません。

以上